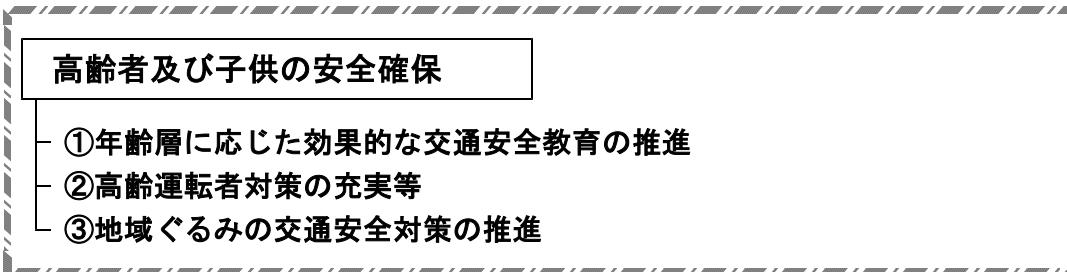


方向性6 道路交通の「場」において県民を守る

～交通事故死者数を限りなくゼロにする～

推進項目15 高齢者及び子供の安全確保

1 基本方針



2 施策の展開

(1) 年齢層に応じた効果的な交通安全教育の推進

ア 子供に対する交通安全教育の推進

学校においては、学校保健安全法に基づき策定する「学校安全計画」により、教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に実施するよう努め、通学を含めた学校生活及びその他の日常生活における交通安全に関して指導を行います。

自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通社会の一員であることを考慮し、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実します。

【担当課：教育委員会保健体育課、安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

イ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、運転免許の有無等によって交行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動が理解できるよう工夫するとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するため必要な実践的技能及び交通ルールに関する知識の習得や交通マナーの実践を目標として行います。

運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域ぐるみで確保されるように努めます。この場合、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行い、反射材用品の活用等交通安全用品の普及にも努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、長寿・福祉人材確保対策課】

ウ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進します。

増加が見込まれる訪日外国人に対しては、レンタサイクルや宿泊施設等の関係事業者と連携し、レンタカー、レンタサイクル等利用時の交通事故に遭わないための具体的な注意事項について、各種広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、定住外国人に対しても、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進します。

【担当課：警察本部交通企画課】

エ 効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、交通安全シミュレーター等を積載し、出前型の交通安全教室が可能となるような「交通安全教育車」の導入を検討するなどして、参加・体験・実践型の交通安全教室を積極的に開催します。

交通安全教育を行う機関・団体が、交通安全教育に関する情報を共有するほか、交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、シミュレーター等の教育機材等の充実及び映像記録型ドライブレコーダーによって得られた事故等の情報を活用するなど効果的な教育手法の開発・導入に努めるほか、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材の見直しを行うなど、効果的な交通安全教育ができるよう努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課】

(2) 高齢運転者対策の充実等

ア 高齢者に対する効果的な講習及び検査の実施

70歳以上の方が運転免許を更新しようとするときに受講する高齢者講習において、実施主体である公安委員会及び自動車教習所等が連携の上、交通実態や危険予測等のほか、加齢に伴う身体機能の変化が行動に及ぼす影響等について、実車指導や運転適性検査等において具体的に指導するなど、効果的な高齢者講習の実施に努めます。

また、75歳以上で一定の違反歴のある運転者は、運転免許証の更新時に運転技能検査を受検しなければならず、その結果が一定の基準に達しない場合には、運転免許証の更新ができなくなることとされています。県警察では、受検者に対し運転継続を見据えた安全指導を行うなど、安全運転に資する検査を実施します。

【担当課：警察本部運転免許課】

イ 安全運転相談の充実等

加齢に伴う身体機能の変化等のため自動車の安全な運転に不安のある高齢運転者やその家族等からの相談に、運転免許の条件付与による運転の継続や、運転免許の自主返納等、相談内容に応じたきめ細やかな対応を行うため、知見を有する保健師の資格を持つ職員を採用するなど、安全運転相談に関する体制の充実を図ります。

【担当課：警察本部運転免許課】

ウ 高齢運転者の危険性に応じた行政処分の実施

認知機能検査、運転適性相談等の機会を通じて、認知症等の疑いがある運転者の把握に努め、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行います。

【担当課：警察本部運転免許課】

エ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用の促進を図ります。また、他の年齢層に高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように一層効果的な交通安全教育に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

オ 高齢者支援施策の推進

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度の周知、運転免許証を自主返納した者に対する公共交通機関の乗車回数券の交付等の支援措置の充実を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課】

(3) 地域ぐるみの交通安全対策の推進

ア 交通安全県民運動の推進

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民総ぐるみの運動として、県及び市町村の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全県民運動を組織的・継続的に展開します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

イ 住民の参加・協働の推進

交通の安全は、住民の安全意識により支えられることから、住民自らが交通安全に関する意識改革を進めることが重要です。このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民が参加・協働して行う「交通安全総点検」などの活動を積極的に進めます。

【担当課：警察本部交通企画課、交通規制課、
安全・安心まちづくり推進課】

ウ 効果的な広報の実施

家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、官民が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者及び子供の交通事故防止、シートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底、飲酒運転の根絶、違法駐車の排除等を図ります。

交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用、自治会、町内会等を通じた広報等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努め、子供、高齢者等を交通事故から守るとともに、飲酒運転等の悪質・危険な運転を根絶します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

エ 交通事故分析の高度化と「見える化」した情報の提供・発信

県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を図ることができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進するとともに、インターネット等各種広報媒体を通じて、事故データ及び事故多発地点に関する具体的で訴求力の高い情報の提供・発信に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課】

推進項目16 歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

1 基本方針

歩行者、自転車対策及び生活道路対策の推進

- ①歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進
- ②生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ③安全で快適な自転車利用環境の整備
- ④悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

2 施策の展開

(1) 歩行者・自転車利用者の交通ルール遵守とマナー向上の促進

ア 歩行者及び運転者に対する広報啓発活動の推進

歩行者に対して、横断中の歩行者が被害に遭う交通事故の多くが歩行者側にも交通違反があり、特に高齢者は、走行車両の直前直後横断等の法令違反に起因する事故が発生していることを周知するなど、ルールの遵守や交通マナーの実践の必要性を理解してもらう活動を推進します。

また、信号機のない道路の横断では、手を挙げるなどして運転者に対して、横断を明確に伝える活動の周知に努めます。

運転者等に対しては、運転者教育、安全運転管理者による指導、広報啓発等により、横断歩道においては歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供を始めとする歩行者や自転車に対する保護意識の高揚を図ります。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、
安全・安心まちづくり推進課、長寿福祉人材確保対策課】

イ 自転車利用者に対する指導・取締りの推進

自転車の安全利用を促進するため、「自転車マナーアップ強化月間」（5月）等、あらゆる機会において、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用するなどして、自転車は車両であるとの原則の下、交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの周知を図り、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化に努めます。特に、自転車の歩道通行時におけるルールや、スマートフォン等の画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用する危険性等について周知・徹底を図ります。

自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し、指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な交通違反者に対しては検挙措置を講じるなど、厳正に対処します。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為を反復して行った自転車の運転者に対し、安全運転の大切さへの「気付き」を促し、自転車の運転者による交通の危険を防止します。

【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課、教育委員会保健体育課、
安全・安心まちづくり推進課、長寿・福祉人材確保対策課】

ウ 自転車乗車時のヘルメット着用の徹底等

幼児・児童の保護者に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着

用による被害軽減効果についての理解促進に努め、幼児・児童のヘルメット着用の徹底を図るほか、中学・高校生等の自転車利用者に対しても、ヘルメットの着用を促進します。

また、令和元年10月に制定された「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下「奈良県自転車条例」といいます。）によりヘルメットの着用が努力義務となった高齢者に対して幅広く周知を図り、着用の促進に努めます。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトの正しい着用徹底の広報啓発活動を推進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課、警察本部交通企画課】

エ 反射材用品等の普及促進

薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライト等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進します。

反射材用品は、全年齢層を対象として普及を図る必要がありますが、歩行中の交通事故死者数の中で占める割合が高い高齢者に対して、特に普及の促進を図ります。衣服や靴、鞄等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、教育委員会保健体育課、長寿・福祉人材確保対策課】

オ 損害賠償責任保険等への加入促進

奈良県自転車条例が制定され、自転車所有者等の損害賠償責任保険等の加入が義務となりました。

自転車利用者に対して、自転車は歩行者等と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることについての意識啓発を図るとともに、事故により賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、県内で自転車を利用する方や事業者などに対して広報啓発活動を行い、損害賠償責任保険等への加入を促進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通企画課】

(2) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

ア 『ゾーン30プラス』等の交通安全対策の推進

従来整備を進めてきた生活道路対策「ゾーン30」については、今後、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくなどの物理的デバイスを適切に組み合わせて交通安全の向上を図ろうとする新たな連携施策『ゾーン30プラス』として取り組みます。

公安委員会と道路管理者は、『ゾーン30プラス』その他の低速度規制と物理的デバイスを整備する際には、地域住民等の要望や地域の抱える実情の把握、道

路利用者等も含めた合意の形成に向け、検討段階から緊密に連携し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進します。

【担当課：道路保全課、警察本部交通規制課】

イ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障害者等を含め、全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備します。

歩道の段差・傾斜・勾配の改善、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号、同一方向の歩行者の青信号を車両の青信号より数秒早く表示させ、先に横断を開始した歩行者の存在を運転者に気付かせることにより、交通事故を防止する歩行者用青信号の早出し現示等の整備を推進します。

特に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道、歩行者の青時間帯を音響により知らせる視覚障害者用付加装置等、道路横断時の安全を確保する機能を附加したバリアフリー対応型信号機等の整備を連続的・面的に整備しネットワーク化を図ります。

【担当課：道路保全課、警察本部交通規制課】

ウ 通学通園路及び生活道路等における取締りの強化

通学通園路や生活道路等の交通安全を確保するため、法定速度を超過して走行するなどの悪質かつ危険な車両に対する交通指導取締りを強化します。特に、通学通園路等においては、可搬式速度違反自動取締装置による取締りを推進し、通過車両の速度抑制等に努めます。

【担当課：警察本部交通指導課】

(3) 安全で快適な自転車利用環境の整備

歩行者と自転車の事故を減らすため、自転車は車両であるとの原則の下、自転車道や自転車の通行位置を示した道路等の自転車走行空間ネットワークの整備により、自転車利用環境の総合的な整備を推進します。

【担当課：道路建設課、警察本部交通規制課】

(4) 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

横断歩道、バス停留所付近の違法駐車や自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りを強化します。また、高齢者、障害者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車についても、放置自転車等の撤去を行う市町村と連携を図りつつ積極的な取締りを推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

推進項目17 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

1 基本方針

交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

- ①効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進
- ②シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進
- ④交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ⑤被害者支援の充実と推進

2 施策の展開

(1) 効果的な交通規制及び交通安全施設等の整備事業の推進

ア 効果的な交通規制等の推進

地域の交通実態及び地域住民の意見等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図ります。

一般道路については、交通の安全と円滑化を図るために、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制及び追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等について見直しを行い、その適正化を図ります。

高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進します。特に、交通事故多発区間においては、大型貨物自動車等の通行区分規制、追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制、速度規制等の必要な安全対策を推進するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、二次事故の防止を図ります。

【担当課：警察本部交通規制課】

イ 事故危険箇所対策の推進

社会的反響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図ります。

また、事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により明らかとなった潜在的な危険区間等を事故危険箇所として選定し、公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施します。事故危険箇所においては、信号機の新設、歩車分離式信号・歩行者用青信号の早出し現示への改良、道路標識・標示の補修等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課、道路保全課】

ウ 交通安全施設等の戦略的整備

公安委員会では、信号機をはじめとする各種交通安全施設を整備していますが、

国・地方共に財政状況は厳しく、これら施設の老朽化が進んでおり、信号柱・標識柱の倒壊や信号機の滅灯に伴う交通事故・渋滞の発生が懸念されます。整備後長期間が経過した各種交通安全施設の老朽化対策は喫緊の課題となっていることから、令和2年に策定した「奈良県交通安全施設個別施設計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、ライフサイクルコストの削減等を推進します。

また、交通環境の変化等により効果が低下した施設については撤去するなど、適切な管理を推進します。

【担当課：警察本部交通規制課】

(2) シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

ア シートベルトの着用徹底

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、県、市町村、警察、関係機関・団体等との協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開します。

【担当課：警察本部交通企画課】

イ チャイルドシートの使用徹底

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園、保育所、認定こども園、病院等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図ります。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化します。

【担当課：警察本部交通企画課】

ウ 指導取締り等の強化

関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメット着用義務違反に対する街頭での指導取締りを推進します。

【担当課：警察本部交通企画課、交通指導課】

(3) 交通事故実態の分析結果等を踏まえた交通指導取締り及び悪質・危険運転者対策の推進

ア 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、飲酒運転、無免許運転、薬物運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進します。

特に、飲酒運転及び無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転及び無免許運転の根絶に向けた取組を推進します。

また、引き続き、児童、高齢者、障害者の保護の観点に立った指導取締りを推進します。さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆるP D C Aサイクルをより一層機能させます。

【担当課：警察本部交通指導課、交通企画課】

イ 飲酒運転の根絶に向けた規範意識の確立

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転をしない、させない」という県民の規範意識の確立を図ります。

特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体が連携して推進します。

また、地域の実情に応じ、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努めます。

【担当課：警察本部交通企画課、運転免許課、疾病対策課】

ウ 危険ドラッグ対策の推進

危険ドラッグをはじめとした薬物使用による運転の根絶に向け、麻薬・覚醒剤乱用防止運動のポスター等を有効活用するとともに、教育機関等へ薬物の専門家を派遣し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図ります。

【担当課：薬務課】

エ 悪質性・危険性の高い運転者に対する行政処分の実施

道路交通法違反を繰り返し犯す運転者や、重大な交通事故を起こした運転者等、悪質性・危険性の高い運転者を道路交通の場から早期に排除することによって交通の安全を図るため、運転免許の取消し、停止や仮停止等、運転免許の行政処分を厳正かつ迅速に行います。

【担当課：警察本部運転免許課】

オ 危険運転者に対する教育の充実

道路交通法等に違反する行為をし、累積点数が一定の基準に該当した者や行政処分を受けた者に対し、その危険性の改善を図るために教育として、初心運転者講習、取消処分者講習、停止処分者講習及び違反者講習を行っており、特に飲酒運転違反者には飲酒学級を設け、AUDIT^{※1}やブリーフ・インターベンション^{※2}等の飲酒行動の改善のためのカリキュラムを盛り込んだ講習を行うなど、危険運転者に対する教育の充実を図ります。

※1 : Alcohol Disorders Identification Testの略。世界保健機関（WHO）がスポンサーになり、数か国の研究者によって作成された「アルコール使用障害に関するスクリーニングテスト」で、面接又は質問紙により、その者が危険有害な飲酒習慣を有するかどうかなどを判別するもの

※2 : 受講者に、自身が設定した日々の飲酒量等に関する目標の達成状況を一定期間記録させた上で、その記録内容に基づき、受講者ごとに問題飲酒行動及び飲酒運転の抑止のための指導を行うもの

【担当課：警察本部運転免許課】

（4）交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

ア 危険運転致死傷罪の立てを視野に入れた捜査の徹底

交通事故事件の捜査においては、初動捜査の段階から自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立ても視野に入れた捜査の徹底を図ります。

【担当課：警察本部交通指導課】

イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努めます。

【担当課：警察本部交通指導課】

ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

3Dレーザースキャナー、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

(5) 被害者支援の充実と推進

ア 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのない命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることから、犯罪被害者等基本法の下、交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

交通事故被害者等の支援の充実を図るため、自助グループの活動等に対する支援を行います。また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、交通安全活動推進センター、検察庁の被害者支援員や民間の犯罪被害者支援団体等と連携を図りながら推進します。

【担当課：安全・安心まちづくり推進課、警察本部交通指導課】

イ 交通事故被害者等への支援の充実

交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者等支援を積極的に推進します。

【担当課：警察本部交通指導課】

